

特定投資家等に対する店頭有価証券の取引に関する規則

(令8. 6. 16)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、店頭有価証券の特定投資家等に対する投資勧誘に関して必要な事項を定めることにより、特定投資家等における店頭有価証券の取引を公正かつ円滑ならしめるとともに、投資者保護に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 店頭有価証券

「店頭有価証券に関する規則」第 2 条第 1 号に規定する店頭有価証券をいう。

2 特定投資家

金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。

3 準特定投資家

次のいずれかに該当する者をいう。

イ 法人（特定投資家を除く。）

ロ 金商法第 34 条の 4 第 1 項各号に掲げる個人（特定投資家を除く。）

4 特定投資家等

特定投資家及び準特定投資家をいう。

5 取扱協会員

本規則の定めるところにより店頭有価証券の投資勧誘を行うことができるものとして本協会が指定した協会員をいう。

6 反社会的勢力

「定款の施行に関する規則」第 15 条に規定する反社会的勢力をいう。

第 2 章 店頭有価証券の審査等

(検証及び審査)

第 3 条 取扱協会員は、本規則に基づき新たに特定投資家等である顧客に対して投資勧誘を行おうとする店頭有価証券について、当該店頭有価証券の特性やリスクの内容を把握し、投資勧誘を行うことがふさわしいか否か及び投資勧誘を行う顧客の範囲について検証しなければならない。

2 取扱協会員は、前項の規定に基づき店頭有価証券の検証を行う場合、第12条の規定により当該取扱協会員が策定した社内規則に従って、次に掲げる事項について審査を行わなければならない。

- 1 発行者及びその行う事業の実在性
- 2 発行者の財務状況
- 3 発行者の法令遵守状況を含めた社会性
- 4 発行者の反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況
- 5 当該取扱協会員と発行者との利害関係の状況
- 6 当該店頭有価証券に投資するにあたってのリスク
- 7 募集若しくは私募又は募集若しくは私募の取扱い（以下「募集等の取扱い等」という。）を行う場合にあっては、事業計画の妥当性、資金使途の妥当性

3 第1項の検証及び前項の審査を行った取扱協会員は、当該検証及び審査の内容及び結果並びにその理由を、最後に当該店頭有価証券の投資勧誘を行った日（検証及び審査の結果、投資勧誘を行わないこととなった場合には、当該検証及び審査が終了した日）から5年間保存する。

（発行者との反社会的勢力排除のための契約内容）

第4条 取扱協会員は、本規則に基づき顧客に対して店頭有価証券の投資勧誘を行おうとする場合には、当該店頭有価証券の発行者との間で、次の各号に掲げる事項について書面により契約を締結しなければならない。

- 1 発行者が反社会的勢力でない旨を確約すること。
- 2 前号の確約が虚偽であると認められた場合は、当該取扱協会員の申出により、当該発行者が発行する店頭有価証券の取扱いに係る契約が解除されること。
- 3 発行者が反社会的勢力に該当すると認められた場合は、当該取扱協会員の申出により、当該発行者が発行する店頭有価証券の取扱いに係る契約が解除されること。

（反社会的勢力の排除）

第5条 取扱協会員は、店頭有価証券の発行者が反社会的勢力に該当すると認められた場合又は反社会的勢力と関係があることが判明した場合は、当該店頭有価証券の投資勧誘を行ってはならない。

第3章 取引に関する情報の提供

（勧誘時の情報提供）

第6条 取扱協会員は、店頭有価証券に係る「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」第6条第3項第1号に掲げる様式及び当該様式の「記載上の注意」に基づく情報が投資勧誘の相手方に提供又は公表されている場合に限り、当該店頭有価証券について第8条に基づく投資勧誘を行うことができる。

2 前項に規定する店頭有価証券に係る情報の提供又は公表は、次の各号に掲げる方法のいずれかによるものとする。

- 1 発行者又は投資勧誘を行う取扱協会員が、当該投資勧誘を行う相手方に対して、当該投資勧誘を行う時までには書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により提供する方法。
- 2 発行者又は投資勧誘を行う取扱協会員が、当該発行者又は当該取扱協会員のウェブサイトにおいて、払込期日までの間継続して公表する方法。
- 3 発行者又は投資勧誘を行う取扱協会員は、前項の規定により提供又は公表された情報について、払込期日までの間に訂正すべき事項があるときは、当該訂正の内容に係る情報を、当該情報を提供し又は公表した方法と同一の方法により、当該情報に係る店頭有価証券の投資勧誘を行う相手方及び当該店頭有価証券の所有者に対して提供し、又は公表するものとする。
- 4 取扱協会員は、発行者に対して第2項の情報の提供又は公表の方法について説明を行い、当該方法を遵守させるよう努めなければならない。

（発行者による定期的な情報提供）

第7条 取扱協会員は、次条の規定に基づく投資勧誘により店頭有価証券を保有するに至った顧客に対し、発行者により、会社法に基づく計算書類及び事業報告の提供が行われていることを確認しなければならない。

第4章 投資勧誘及び取引の方法

（投資勧誘の要件等）

第8条 取扱協会員は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるときに限り、特定投資家等である顧客に対して当該店頭有価証券の投資勧誘を行うことができる。

- 1 投資勧誘が募集又は募集の取扱いに該当するものである場合
金商法第4条第1項第5号に掲げる募集であるとき
- 2 投資勧誘が私募又は私募の取扱いに該当するものである場合
金商法第2条第3項第2号ハに規定する私募であるとき
- 3 投資勧誘が売出し又は売出しの取扱いに該当するものである場合
金商法第4条第1項第5号に掲げる売出しであるとき
- 4 投資勧誘が私売出し又は私売出しの取扱いに該当するものである場合
金商法第2条第4項第2号ハに規定する私売出しであるとき
- 5 投資勧誘が前各号に該当するものでない場合
金商法施行令第1条の7の3第7号、第8号及び第10号に規定する取引に係るものであるとき

2 取扱協会員は、前項の規定に従い特定投資家等である顧客に対して投資勧誘を行う場合は、当該顧客が第3条で検証した店頭有価証券の投資勧誘を行う顧客の範囲に適合することを確認しなければならない。

（既存株主による売付けに係る勧誘）

第9条 取扱協会員は、前条の規定にかかわらず、店頭有価証券を保有する顧客に対して、当該顧客が当該店頭有価証券の売付けをするよう勧誘することができる。

(取引開始時の説明書の交付及び確認書の徴求)

第 10 条 取扱協会員は、第 8 条に基づいて投資勧誘を行った結果、顧客が初めて店頭有価証券の買付けを行おうとするときは、当該顧客に対し、店頭有価証券のリスクを記載した書面を交付し、当該リスクを説明するとともに、当該説明書に記載された事項を理解し、当該顧客の判断と責任において取引を行う旨の書面による確認書を徴求するものとする。

(個別銘柄に係る説明書の交付等)

第 11 条 取扱協会員は、第 8 条に基づいて顧客の買付けに係る投資勧誘を行う際には、当該投資勧誘の相手方となる顧客に対して、次の各号に掲げる事項を記載した書面による説明書を交付するとともに、これらについて十分に説明しなければならない。

- 1 想定する顧客の範囲
 - 2 損失が生じるリスクの内容
 - 3 換金・解約の条件
 - 4 金商法に基づく開示又は金融商品取引所の規則に基づく情報の適時開示と同等程度の開示は義務付けられていないこと。
 - 5 発行者の財務情報について公認会計士又は監査法人による監査を受けていない場合には、その旨
 - 6 取引の参考となる気配及び相場が存在しないととも、換金性が著しく乏しいこと。
 - 7 当該店頭有価証券に譲渡制限が付されている場合にあっては、取引を行ったとしても、譲渡による取得について発行者による承認が得られない場合があること。
 - 8 発行者における株主管理に関する事項
 - 9 当該投資勧誘に係る店頭有価証券と異なる種類の有価証券（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第 10 条の 2 に規定する同一種類の有価証券でないものをいう。以下同じ。）に係る重要な事項（発行者が当該投資勧誘に係る店頭有価証券と異なる種類の有価証券を発行している場合に限る。）
 - 10 当該取扱協会員と発行者との利害関係が認められる場合には、その内容
 - 11 取扱協会員毎に定める取扱要領に基づき取扱いがなされること及び当該取扱要領の内容
 - 12 当該取扱協会員が第 3 条第 2 項に基づき発行者についての審査を行っている旨及びその審査項目
 - 13 その他取扱協会員が必要と認める事項
- 2 前項の規定は、取扱協会員が行う投資勧誘が、本規則及び「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則（以下「非上場 PTS 規則」という。）」に基づき行われる場合であって、前項各号に掲げる事項が掲載されている非上場認可 PTS 運営会員（非上場 PTS 規則第 2 条第 9 号に規定する非上場認可 PTS 運営会員をいい、当該有価証券の売買を行う私設取引システムを開設する者に限る。）、登録 PTS 運営会員（非上場 PTS 規則第 2 条第 17 号に規定する登録 PTS 運営会員をいい、当該有価証券の売買を行う私設取引システムを開設する者に限る。）又は当該取扱協会員のウェブサイトを開覧するために必要な情報を当該投資勧誘の相手方となる顧客に提供した場合には、適用しない。

第 5 章 内部管理体制

(社内規則及び取扱要領)

第 12 条 取扱協会員は、本規則に基づき投資勧誘を行おうとする店頭有価証券について、次の各号に掲げる事項を社内規則において規定するとともに、当該社内規則に定めた事項を適切に遂行するための体制を整備しなければならない。

- 1 第 3 条の規定により行う検証及び審査に関する事項
 - 2 発行者に関する情報の取得に関する事項
 - 3 特定投資家等の管理に関する事項
 - 4 店頭有価証券の受渡しに関する事項
 - 5 不公正取引の確認に関する事項
 - 6 その他取扱協会員が必要と認める事項
- 2 取扱協会員は、前項に定める社内規則の内容に基づき取扱要領を作成し、本協会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 3 取扱協会員は、前項の取扱要領の内容を変更した場合は、当該変更した内容及び変更後の取扱要領につき、本協会に提出するとともに、公表しなければならない。

(取扱協会員としての届出及び公表)

第 13 条 取扱協会員となるようとする協会員は、本規則に基づく投資勧誘を開始する 15 営業日前までに、所定の様式による取扱協会員指定届出書、前条に基づき作成する取扱要領その他本協会が必要と認める書類を本協会に提出しなければならない。

- 2 本協会は、前項の規定により提出された書類に不備がないと認め、かつ、取扱協会員としての業務を遂行するための体制が整備されていることを確認した場合は、前項の届出を行った協会員を取扱協会員として指定する。ただし、当該協会員が法令又は本協会の規則に違反する等の事由により必要と認める場合は、これを指定しないことができる。
- 3 本協会は、前項の規定に基づき指定した取扱協會員の名称を公表する。

(取扱協会員としての指定の取消し)

第 14 条 取扱協会員としての指定の取消しを希望する取扱協会員は、当該指定の取消しを希望する日の 5 営業日前までに、所定の様式による取扱協会員指定取消届出書を本協会に提出しなければならない。

- 2 本協会は、法令又は本協会の規則に違反する等の事由により必要と認める場合は、前項の届出によらずに、取扱協会員としての指定を取り消す又は期間を定めて指定を停止することができる。
- 3 本協会は、第 1 項の届出を受けた場合は当該届出を行った取扱協会員が希望する日に、前項の場合は本協会が必要と認める日に、取扱協会員としての指定を取り消す又は指定を停止することとする。
- 4 本協会は、前項の規定に基づき指定の取消し又は停止を行った取扱協會員の名称を公表する。
- 5 協会員は、第 3 項の規定により取扱協会員としての指定を取り消された後又は指定を停止されている間においても、引き続き、取扱協会員として行った業務に起因する義務及び責任を負わなければならない。

第 6 章 雑 則

(本協会への報告)

第 15 条 取扱協会員は、自社が行う本規則に基づく投資勧誘に係る取引の状況について、当該取引を行った日の属する月の翌月の 15 日（募集等の取扱い等に係る取引については、当該募集等の取扱い等の期間が終了した日の属する月の翌月の 15 日）（当日が休業日の場合は、翌営業日）までに、本協会が別に定めるところにより、本協会に報告しなければならない。

(本協会による照会等)

第 16 条 本協会は、取扱協会員を取扱要領の内容又は本規則に基づく業務の状況に関して必要があると認める場合は、当該取扱協会員に対し、照会、事情聴取又は資料の徴求を行うことができる。

2 取扱協会員は、前項に規定する照会、事情聴取又は資料の徴求に応じなければならない。

(電磁的方法による交付等)

第 17 条 取扱協会員は、本規則に定める顧客への書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」（以下「書面電磁的提供等規則」という。）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該取扱協会員は、当該書面を交付したものとみなす。

2 取扱協会員は、本規則に定める顧客からの書面の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電磁的方法により提供を受けることができる。この場合において、当該取扱協会員は、当該書面を徴求したものとみなす。

3 取扱協会員は、本規則に定める書面による契約の締結に代えて、当該契約を電磁的方法により締結することができる。この場合において、当該取扱協会員は、当該書面による契約を締結したものとみなす。

4 前項の定めに基づき契約を締結した取扱協会員は、当該契約の当事者から当該契約の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該顧客にその契約の内容を文書、口頭、電信又は電話、電磁的方法その他の方法により回答しなければならない。

(PTS 取引に係る適用除外等)

第 18 条 取扱協会員が行う投資勧誘が、非上場 PTS 規則に基づき行われる場合には、第 3 条から第 7 条及び第 12 条の規定は適用しない。ただし、当該投資勧誘が非上場 PTS 規則第 2 条第 19 号に規定する取次型登録 PTS 運營業務に関するものである場合の第 7 条の規定については、この限りではない。

2 前項に基づく投資勧誘のみを行う協会員については、第 7 条から第 11 条及び第 15 条から第 17 条の規定中「取扱協会員」とあるのは「協会員」と読み替えて適用し、第 13 条及び第 14 条の規定は適用しない。

(金融商品仲介業者に対する指導及び監督)

第 19 条 取扱協会員は、委託先の金融商品仲介業者に対し、第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条及び第 11 条の規定を遵守するよう指導及び監督を行わなければならない。

(特別会員が委託を受けて行う場合の取扱い)

第 20 条 特別会員が、取扱協会員である会員又は特定業務会員（定款第 5 条第 2 号ニに掲げる業務を行う特定業務会員をいう。）（以下「会員等」という。）からの委託を受けて本規則に基づく投資勧誘を行う場合において、当該会員等又は当該特別会員のいずれか一方の協会員が、第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 10 条又は第 11 条に定める行為を行ったときは、当該他の協会員は、これら各条の規定にかかわらず、当該規定に基づく行為を行うことを要さない。

付 則

この規則は、令和 8 年 6 月 16 日から施行する。